

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【公開番号】特開2018-157519(P2018-157519A)

【公開日】平成30年10月4日(2018.10.4)

【年通号数】公開・登録公報2018-038

【出願番号】特願2017-54912(P2017-54912)

【国際特許分類】

H 04 L 12/28 (2006.01)

H 04 L 12/66 (2006.01)

【F I】

H 04 L 12/28 2 0 0 Z

H 04 L 12/66 E

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月26日(2019.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

第1の終端装置101は3本の100GBE回線105、第2の終端装置104も同様に3本の100GBE回線107と接続し、第1の終端装置101と第2の終端装置104との間は3本の100GBE回線と接続し、その回路構成が同じである。第1の終端装置101は、第1の中継装置102に対して3本の100GBE信号を出力する。更に、第1の中継装置102は、3本の100GBE信号を3本のODU4信号に変換し、3本のODU4信号を第2の中継装置103に出力する。更に、第2の中継装置103は、3本のODU4信号を3本の100GBE信号に変換し、3本の100GBE信号を第2の終端装置104に出力する。その結果、第1の終端装置101は、第1の中継装置102及び第2の中継装置103を経由して第2の終端装置104との間で大容量のFlexE信号を伝送できる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

しかしながら、例えば、図9において第1の終端装置101側が3本の100GBE回線、第2の終端装置104側が1本の400GBE回線と接続する場合、第1の終端装置101と第2の終端装置104との間の回線構成が異なる。従って、第2の中継装置103は、3本の100GBE信号と1本の400GBE信号との間で信号変換する機能がないため、第1の終端装置101と第2の終端装置104との間でFlexE信号を中継できない。つまり、第1の終端装置101及び第2の終端装置104は、相互に対向側の通信容量を認識できないため、第1の終端装置101と第2の終端装置104との間のFlexE信号を中継できない。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

中継装置4は、100GBE相当のアイドル信号内に3本の100GBE回線の通信容量を挿入し、100GBE相当のアイドル信号をユーザ信号に付加して400GBE信号を第2の終端装置5に通知する。その結果、中継装置4は、送信元の通信容量である第1の終端装置2側の通信容量(300GBE)を第2の終端装置5に通知できる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

図5は、実施例2の中継装置4Aの機能構成の一例を示す説明図である。尚、図2に示す中継装置4と同一の構成には同一符号を付することで、その重複する構成及び動作の説明については省略する。